

地方分権改革に係る現状と課題について〈協議項目〉

平成21年 5月11日

地方分権推進特別委員会

I 地方分権改革の着実な具体化について

《問題点》

- ・ 今春に予定されていた第3次勧告の見通しが不透明。
- ・ 税財政改革議論の進展がみられない状況。

《方向性（案）》

- 地方分権改革推進法で定められている期限（今年度末）に間に合うよう、地方分権改革推進計画の策定、一括法の制定等一連の取組の計画的推進について、政府及び地方分権改革推進委員会に働きかけることが必要。
- 「国税と地方税の税源配分5：5」、「偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系の構築」等税財政改革の根幹となる事項を踏まえた具体的な制度設計等の検討、実現を求めていくことが必要。

《参考：平成20年11月19日全国知事会「地方分権改革の推進と地方財政の確立に向けて」より》

- ・ 地方交付税総額の復元・充実
- ・ 「地方共有税」の導入
- ・ 国と地方の税源配分5：5を目指した地方税財源の充実強化
- ・ 地方消費税の充実を含めた、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築
- ・ 国庫補助負担金の整理・合理化
- ・ 直轄事業負担金の速やかな廃止
- ・ 国と地方の協議の場の設置
- このためにも、第3次勧告以降のスケジュールを明らかにするよう国に求めていくことが必要。
- 地方税制小委員会や「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」等において議論を深め、夏の知事会に向け、より踏み込んだ検討を進めることが必要。

Ⅱ 義務付け・枠付けの見直し、第1次勧告のフォローアップについて

《問題点》

(義務付け・枠付けの見直し)

- ・ 地方分権改革推進委員会では、これまで5回の委員会で、4省から11事項(38条項)についてヒアリングを実施したが、各省は義務付け・枠付けの見直しに総じて消極的な回答。

(第1次勧告)

- ・ 第1次勧告で示された重点行政分野の抜本の見直しについても、各府省の見直しの具体化が進んでいない状況。(別添資料3. 参照)

《方向性(案)》

- 第1次勧告に掲げられた事項(特に20年度中の結論出しを掲げた事項)について、早期具体化に向けて、強く、要請していくことが必要。
- 第2次勧告の経過を踏まえた、実効ある義務付け・枠付けの見直しに向けて、追加勧告等を行うよう要請していくことが必要。

Ⅲ 出先機関改革について

《問題点》

- ・ 第2次勧告を受け、政府が出先機関改革に係る工程表を決定したが、具体的な内容は今後の検討に先送りされている状況。
- ・ なお、人員の移管等のための仕組みの検討を行うために、地方分権改革推進本部に人材調整準備本部が設置され(平成21年4月16日)、近く、第1回の会議が開催される予定。(別添資料4. 参照)

《方向性(案)》

- 地方への権限移譲、二重行政の整理等による国の出先機関の廃止、縮小など実効ある出先機関改革の具体化を要請していくことが必要。
- 国から地方への人員移管協議に当たっては、次の点に留意し、臨んでいくことが必要。
 - ① 移譲事務に必要な人材確保については、地方自治体と国との十分な協議が大前提であること。
 - ② 移譲される事務・必要人員についての徹底した精査が大前提であること。
 - ③ 地方が求める移譲事務全体を視野に入れた議論とすること。

IV 道路・河川の権限移譲等について

《問題点》

- ・ 財源・人員・資機材等の確保、大規模災害時の対応など移譲に伴い当然に必要な基本的事項が未だ曖昧。
- ・ 3省合意による「時限的な措置」については、具体化の時期・スケジュールが示されていない状況。
- ・ 財源措置のないまま直轄国道の権限移譲がなされた事案も発生、全国知事会としても国土交通省等に対して質問書を提出、国の考え方を確認。（別添資料5．参照）

《方向性（案）》

- 移譲範囲の拡大を求めるとともに、移譲を進めるための基本的事項について、より具体的な考え方を示すよう求めていくことが必要。
- 特に重要な課題である財政措置の早期具体化に向けては、政府一体の検討を求める等より強く要請していくことが必要。
- 財源措置のないまま、先行移譲された案件についても、財政措置が制度化された際には、その対象とするよう要請していくことが必要。

《関連：直轄事業負担金問題》

< 経過 >

- ・ 知事会は3月、「直轄事業負担金問題プロジェクトチーム」を組織。
- ・ 4月8日 国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣と直轄事業負担金問題PTメンバー知事による意見交換会を開催、情報公開の徹底や今後の意見交換の継続などについて確認。
- ・ 4月24日 地方分権改革推進委員会が「国直轄事業負担金に関する意見」とりまとめ、直轄事業の縮減、透明性の確保・充実、負担金のあり方の見直しを言及。維持管理費負担金の廃止を明記。
- ・ 全国知事会は、これまでから国と地方の役割分担を明確にした上で直轄事業負担金廃止を繰り返し求めてきた。
（別添資料6．参照）

< ポイント >

- ◆ 制度の根幹的な見直し（直轄事業負担金の廃止）に向けては、分野ごとの国と地方との役割分担見直し、直轄事業範囲の縮小、地方への税財源移譲等地方分権全体議論とも絡めた取組が必要。
- ◆ 一方、地方分権改革推進委員会意見書内容を踏まえ、①情報開示

を通じた事業の適正化、②維持管理費負担金の廃止など当面の課題解決に向け、着実に取り組むことが必要。（直轄事業負担金問題プロジェクトチームを中心に検討の予定）

V その他の論点

〈経済財政改革の基本方針2009〉

- 6月に予定されている経済財政改革の基本方針2009に向け、全国知事会として地方分権改革の推進や地方財政措置の充実等について方向性を示すよう求めていくことが必要。

（別添資料7「経済財政改革の基本方針2008」参照）

〈政党マニフェスト〉

- 来るべき総選挙も念頭に置き、政党マニフェストに地方分権改革に関わる具体的な政策・方向性を明確に位置づけるよう働きかけを強化することが必要。

〈経済・雇用対策と地方財政〉

- 経済・雇用対策が効果を上げ、日本経済を地域に根を張った力強いものとするためにも、地方交付税など地方財政対策の充実を求めていくことが必要。